

第6回 AEO事業者連絡協議会

公益財団法人日本関税協会

AEO制度等改善要望事項と現状

・第1回要望書提出（2018年2月20日）

番号	要望の概要	関税局・税関当局の対応と現状
1-1	特例申告に係る関税等の納付時期の改善	2020年10月1日から、納付書の配信日を期限月の8日又は21日を選択できるように 実施済
1-2	コンプライアンスを考慮した納期限延長の担保額の設定（担保制度の緩和）	<ul style="list-style-type: none">・ 保全担保については2012年に緩和・ 納期限延長に伴う担保は、消費税等との横並びの問題もあり、引続き検討
1-3	修正申告の事前説明の省略等手続の簡素化	2020年3月から、NACCSのMSX機能により書類が提出された場合、修正申告事項登録業務後の電話等による税関への 事前連絡は不要
1-4	輸出申告記載事項の訂正手続の簡易化	<ul style="list-style-type: none">・ 輸出許可後の訂正に係る事前説明については必要最低限の事項のみ要求・ 特定輸出貨物の輸出許可取消については2021年1月からNACCS専用メニューで処理

AEO制度等改善要望事項と現状（その2）

番号	要望の概要	関税局・税関当局の対応と現状
1-5	輸出貿易管理に基づく包括ライセンスの原本提出の省略	2018年7月1日から包括輸出許可証の事後の原本提出は 不要とする取扱いに変更
1-6	貨物の画像送信による貨物確認等検査事務の簡素化	税関は、各種法令の要請に基づき貨物確認を実施。 画像による確認等の簡素化は困難 。輸出入者の過度の負担にならないよう配慮。
1-7	輸出入の貨物リストの取扱いの統一	貨物リスト変更の都度、税関への提出は要しないことについて、 税関に周知済（取扱統一）
1-8	通関非違事例について当該AEO通関業者に開示	AEO通関業者で開示を希望する者に対しては、 全国の税関で開示（承認税関が対応）
1-9	AEO運送者に係る委託先管理の対象の明確化	運送区間や地域を限定して委託先管理を行い、他の委託先管理を求めないことは、 セキュリティ水準の維持の観点から困難
1-10	AEO輸入者によるCFS管理業務の明確化	AEO輸入者による CFSの委託先管理は不要。税関に周知済

AEO制度等改善要望事項と現状（その3）

番号	要望の概要	関税局・税関当局の対応と現状
1-11	AEO保税蔵置場の変更、増設置等に係る手続きの明確化	2014年にAEOニュースにより、統一的手続きを周知。当該手続きを 税関に再周知
1-12	コンテナヤードにAEOレーンを設置	要望事項については関係省庁に連絡済。 関係省庁と引続き検討
1-13	関係省庁との間でコンプライアンスプログラムの監査項目の調和化	関税局において、AEOの代表者と個別に意見交換を実施。その結果に基づき国土交通省等と 引続き検討
1-14	AEO相互承認等の拡充	2018年以降も 中国、台湾、豪州、英国 と相互承認を締結する等 積極的に対応
1-15	AEO制度の広報活動の一層の充実	2018年11月より税関ホームページの改善を行う等積極的な 広報活動を実施 。経団連や日本貿易会等の業界団体への周知も予定

AEO制度等改善要望事項と現状（その4）

・第2回要望書提出（2019年5月8日）

番号	要望の概要	関税局・税関当局の対応と現状
2-1	再輸出・再輸入の減免税措置の緩和	2021年3月 の通達改正でAEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者の取扱う貨物に 簡易な手続を導入
2-2	審査区分1Y及び1Gにおける許可後の書類提出の省略	他法令関係書類は税関に確認義務があり 対応困難 。減免税書類について 引続き検討 、特例申告貨物に係る原産地証明書については 提出は不要
2-3	個別評価申告書に係る疎明資料の簡素化	NACCSの容量拡大を 検討中 （次期システム更改）
2-4	輸出許可取消手続きに関するNACCS専用業務メニューの構築	2021年1月から NACCSに専用メニューが構築され 運用開始
2-5	スプリット貨物の簡素な取扱い	引続き検討

AEO制度等改善要望事項と現状（その5）

番号	要望の概要	関税局・税関当局の対応と現状
2-6	優秀なAEO事業者に対する事後監査間隔の延長等	<ul style="list-style-type: none"> • 2021年3月の通達改正により、原則として直近の事後監査から5年以内に実施と明記 • 輸出入者に対する通常の事後調査の簡素化は困難
2-7	NACCS表示の法人情報の活用	引続き検討
2-8	AEO相互承認におけるメリット拡大（原産品申告の事後確認）	適正な特惠適用の観点から、必要と認められる場合には、事後確認を行うことが不可欠であり 省略は困難
2-9	原産品申告書等の提出省略	AEO輸入者が行う 特例申告 に係るものについては提出に代えて 保管が可能 。一般申告貨物については 対応困難

AEO事業者連絡協議会の今後の活動

- 分科会の開催(オンライン方式又は対面方式)
 - AEO事業者の経験の共有
 - 関税局・税関当局からの非違事例、推薦事例等の共有
- 分科会等の機会を通じた要望事項の調査
- 『AEOハンドブック』の出版